

平成28年度 奈良県農薬危害防止運動実施要領

第1 目的

農薬の適正な使用及び保管管理等の徹底は、食品の安全性確保、県民の健康保護及び生活環境の保全の観点から極めて重要である。

農薬に関わる県の機関や団体が連携して、農薬の使用が増える時期に、農薬使用者並びに使用を委託する者（以下「農薬使用者等」という。）及び農薬販売者等に対して、関係法令及びこれらに基づき遵守すべき事項について周知啓発し、農薬の不適正な取り扱いによる危害を防止する。

第2 実施期間

平成28年6月1日～平成28年9月30日

第3 実施事項

1 関係機関・団体との連携強化と周知啓発

(1) 農薬危害防止運動推進会議の開催

県農林部、医療政策部、くらし創造部、教育委員会等の関係機関及び関係団体が参集し、今年度の農薬危害防止運動の推進内容について理解し、連携強化を図る。

(2) 広報誌等による普及啓発

県の広報誌、ポスター、インターネット等、多様な広報手段を用いて、県民に広く本運動を周知する。

(3) 講習会等の開催

農薬使用者等、農薬販売者、毒物劇物取扱業者等を対象とした講習会等を開催し、本運動を周知するとともに、適正な農薬の取り扱いを普及する。

(4) 医療機関等との連携

農薬中毒の症状と治療法に関する資料を配布し、事故が発生した場合の処置体制について万全を期する。

(5) 教育機関等との連携

教育委員会等の協力を得て、学校に対して本運動を周知し、学童等への危害防止を図る。

2 農薬の取り扱い現場における指導等

(1) 「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年4月2日付け18近消第471号(安)近畿農政局長通知）を踏まえ、農薬使用基準の遵守、ポジティブリスト制度に伴う農薬飛散防止対策、住宅地周辺や養蜂が行われている地域等への影響防止対策に係る指導について、一層の強化を図る。

- (2) 農薬販売者、農薬使用者等を対象に、関係法令に基づく立入検査を実施し、適正な取り扱いについて指導する。

なお、立入検査の実施に際しては、「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」（平成19年3月30日付け薬食発第0330025号、18消安第14527号、厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長連名通知）に基づき、検査を実施する機関が連携し、計画的かつ効率的に行う。

- (3) 魚介類への被害の防止及び河川、水道水源等の汚染防止等を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質調査を必要に応じて実施する。また、農産物の安全性確保等を図るため、残留農薬分析や生産履歴記帳の指導、確認を行う。